

○鯖江広域衛生施設組合職員の
旅費等に関する条例

(昭和58年5月26日)
(条例第19号)

改正 令和2年2月7日条例第1号

公務のため旅行する一般職の職員に対し支給する旅費および地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員に支給する費用弁償に関しては、鯖江市一般職の職員の旅費等に関する条例（昭和30年鯖江市条例第32号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年条例第1号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。